

奈良県選挙管理委員会告示第八十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和四年政令第三百五十二号）第一条の規定による令和五年四月九日執行予定の奈良県議会議員選挙における選挙時登録の登録基準日及び登録日は、次のとおりである。

令和五年二月三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

登録基準日 令和五年三月三十日

ただし、令和五年四月九日現在で年齢満十八年に達する者を含む。

登録日 令和五年三月三十日